



水道料金改定に伴い基本料金の減免制度を設けています

平成29年度から3年間で段階的に水道料金を改定(引き上げ)しました。それに伴い、一定以下の所得の世帯に対し基本料金の減免措置を行っています。毎年度の手続きが必要です。

①減免額

改定前後の基本料金の差額分を減免額とします。

口径	改定前	改定後	減免額 (差額)
	～平成29年 3月末	平成31年 4月～	
13mm	1,000	1,250	250
20mm	1,350	1,550	200

金額は円(税抜き)

②減免の対象

安来市内に住民登録をしている住居で、メーター口径が13ミリメートル、20ミリメートルを使用する人のうち、生計が同じで、同一のメーターを利用する世帯全員の前年分の総所得額が次の条件を満たす世帯。(※生活保護受給世帯を除く)

- ▼1人世帯：480,000円以下
- ▼2人世帯：960,000円以下

- ▼3人世帯：1,440,000円以下
- ▼4人世帯：1,920,000円以下
- ▼5人以上：1,920,000円に4人を超える1人につき330,000円を加算した額以下

③申請の方法

「水道基本料金減免申請書」に生計を一にする人および同一のメーターを利用する世帯全員の①住民票②市県民税課税証明書または収入の状況がわかる書類を添えて申請してください。

▼申請書設置場所・申請先：水道管理課(伯太庁舎)
※市ホームページにも掲載しています。

④申請の期間

申請年度の7月末日まで

※8月1日以降に水道を使用開始した人は、開始日から1カ月以内に申請してください。

⑤申請の有効期間

4月1日から令和4年3月31日まで。

※年度ごとに更新の手続きが必要です。

⑥減免制度の期間

令和4年3月31日までになります。なお、この制度は令和3年度で終了します。

問い合わせ：水道管理課 ☎ 23-2020

下水道使用料を改定します

下水道事業の健全な経営と適正な維持管理を行うため、4月1日から下水道使用料を改定(引き上げ)します。

対象 安来市の公共下水道、集落排水、市設置浄化槽を利用する人です。

改定率 令和3年4月1日から10%、令和4年4月1日から10%の合計20%。

※詳しくは、広報やすぎ11月号と一緒に配布したパンフレットをご覧ください。

問い合わせ：下水道課 ☎ 23-3370

市役所での確定申告の相談受け付けは終了しました

国税庁から確定申告等の期限延長が発表されていますが、安来市役所では、3月15日で「所得税」の確定申告相談受け付けは終了しました。

申告の際は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、スマートフォンやパソコンなどインターネットによる申告(e-Tax)をご検討ください。



国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で必要事項を入力してe-Taxで申告いただければ、生命保険料控除証明書などの書類の提出が不要となり大変便利です。

【問い合わせ】

税務課 ☎ 23-3040

所得税確定申告やe-Taxに関する問い合わせは、松江税務署 ☎ 0852-21-7711まで。

